

第16回核戦争に反対し、核兵器廃絶を求める医師・医学者の集い

第2分科会

## 被爆者救済の解決のために一原爆症認定集団訴訟の役割

愛知弁護士 弁護士 樽井直樹

- 1 原爆症認定集団訴訟の現段階  
集団訴訟をなぜ提起したのか

第1審の結審が間近に

- 2 原爆症認定集団訴訟が明らかにしたもの  
厚生労働省の認定基準「原因確率」論の非合理性

入市・遠距離被爆者の深刻な被害実態

多様な原爆被害をとらえた医師団意見書

- 3 被爆者の救済のために一原爆症認定問題を解決する必要性  
被爆者救済の必要性

被爆者が何を求めているのか

「解決」を実現するために何が必要なのか

- 4 終わりに 科学的知見と裁判

1966年生まれ

1993年 名古屋大学法学部卒

2001年 弁護士登録

# 原爆症認定制度の運用改善に関する要求

2005年3月23日

日本原水爆被害者団体協議会

## はじめに

被爆者は、被爆以来60年間、「家族を失い、その上病気がちで定職につくことができない」、「何度も流産をして子供をつくることができない」といった苦難の人生を送ってきました。また「いつ原爆症を発症するか」「自分は癌になって長くは生きられないのではないか」などの不安を抱えて生きてきました。そして今、現実には癌や原爆放射線が影響しているとしか考えられない病気に次々と倒れています。ところが、厚生労働省は、病気に倒れた被爆者が原爆症の認定申請をしても、いとも簡単に「あなたの被爆線量では癌になっても放射線とは関係ありません」と申請を却下しているのです。このような現在の原爆症認定のあり方は、被爆者にはどうしても納得できません。現在全国13地裁で167人の被爆者・遺族が、原爆症認定申請却下処分の取消と原爆症認定制度の適正な運用を求めて、裁判に立ち上がっています。

私たち被爆者が国に求めている被爆者援護に対する基本的要求は、現行法を改正して原爆被害に対して国家補償を行ない、被爆国として再び被爆者をつくらない証としての制度を打ち立てることです。そして、「(1)すべての被爆者に健康管理手当を支給する。(2)被爆者が癌などの原爆放射線の影響が否定できない疾病・障害にかかった時は原爆症と認定する。(3)原爆症と認定されたときは、障害加算として、医療特別手当を支給し、疾病・障害が治癒したときは、特別手当を支給する。」という制度に改めることを要求するものです。

私たちは、上記のような法改正を政府・国会に要請していきますが、当面の要求として、現行認定制度の運用を抜本的に改善し「被爆者が癌など原爆放射線の影響が否定できない疾病・障害にかかった時は原爆症と認定すること」を要求します。

厚生労働省は、次々と病に倒れている被爆者の要求を謙虚に受け止め、被爆者が死に絶えるのを待っているかのごとき態度を改めるべきです。そして、原爆症認定集団訴訟の判決を待つことなく、認定制度の運用改革に取り組まれるよう要請します。

## 第1 「審査の方針」の廃止

現在、認定制度の運用は、松谷訴訟最高裁判決後に、2001(平成13)年5月25日付で疾病・障害認定審査会原子爆弾被爆者医療分科会が作成した「審査の方針」によって為されています。しかし、「審査の方針」は以下の理由により廃止されるべきです。

### 1 被爆の実態からかけ離れている。

「審査の方針」は被爆の実態からあまりにもかけ離れています。その理由は、DS86による被曝線量に基づき、原因確率を算定して、これを放射線に起因するかどうかの認定基準にしているからです。

DS86は、(1)距離毎の初期放射線の推定線量を算出し、残留放射線については、ごくわずかしは考慮せず、特に内部被曝による影響はまったく考慮していない、(2)黒い雨、黒いすす、放射性微粒子などの放射性降下物については、黒い雨が激しく降ったごく一部地域についてのみ検討し、しかも台風による洪水によって流失した影響、さらに目に見えなかったものも含めた放射性降下物全体の影響は考慮していない、(3)初期放射線による直曝線量評価についても、その推定値は、遠

距離になればなる程実測値との差が開いている、等の問題点を持っています。松谷訴訟最高裁判決においても、原爆症認定にあたってDS86を機械的に適用することはできないとされています。

また、原因確率表の作成にあたっては、放射線影響研究所(放影研)における疫学調査が基礎になっていますが、この疫学調査も、(1)被曝線量の評価においてDS86による初期放射線のみを考慮し、残留放射線の影響を完全に無視している、(2)もっとも重要な比較対照者群(非曝露群)の選定に、放射性降下物による被曝影響を受けている被爆者を選ぶという根本的な誤りをおかしている、(3)1950年以前に死亡した被爆者の情報が含まれていない、等の深刻な欠陥を持っています。

さらに、中性子線の人体に対する影響は、ガンマ線に比して著しく大きいにもかかわらず、認定申請をした被爆者の原因確率の算定では、この相違を無視して、DS86の算定したガンマ線と中性子線の吸収線量を単純に合算しています。そもそも、放射線感受性あるいは放射線による障害の発症にはきわめて大きな個人差があります。にもかかわらず、疫学研究によって得られた統計的な結果を、認定申請した被爆者個人の放射線影響の有無の判定に用いているのです。これは、疫学研究の誤用であり、しかも上記のように被曝実態から大きくかけ離れる多くの欠陥をもつことが、いっそう誤用の弊害を深刻にしています。

以上のようなことから、「審査の方針」は、被曝の実態からかけ離れ、これまで以上に被爆者を切り捨てる結果を招いてきました。とりわけ、入市や遠距離被曝者の疾病については、一律に起因性はないと判断してしまうという誤った運用を導いているのです。

## 2 被爆者救済という法の趣旨に反する。

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律は、その前文において国の責任において被爆者の健康被害が他の戦争被害とは異なる特殊の被害であることにかんがみ、被爆者に対する保健、医療及び福祉にわたる総合的な援護対策を講じる旨を定めています。しかし、「審査の方針」は、前記のように被爆者を切り捨てる結果となっています。こうした運用は、被爆者救済という法の趣旨に反するものです。

## 第2 新しい「認定基準」の制定

「審査の方針」に代わる「認定基準」として、以下の2つの事実が認められる場合に、申請疾病を原爆症と認定することを要求します。

### 1 原爆放射線による身体への影響が推定できる事実が認められること

具体的には、被爆者健康手帳を所持している被爆者に、被曝後、例えば以下のうちどれかの症状・障害のあったこと

- (1) 放射線によると思われる急性症状(発熱、嘔吐、下痢、血便・歯齦出血・紫斑病等の出血傾向、咽頭炎・歯肉口内炎、脱毛など)
- (2) 熱傷、外傷癒痕のケロイド形成、創部の治癒遅延
- (3) 被曝後数年以内に指摘された白血球減少症、白血球増多症、貧血症
- (4) 被曝後原因不明の全身性疲労、体調不良状態、健忘症、労働持続困難などのいわゆる「ぶらぶら病」状態があったこと
- (5) その他これらに準じる事実

### 2 原爆放射線の影響が否定できない疾病・障害に罹患し、医療を要する状態に

## あること

例えば、以下のような疾病・障害がこれに当たる。

- (1) 白血病、多発性骨髄腫、骨髄異形成症候群などの血液疾患、固形癌などの悪性腫瘍
- (2) 白内障
- (3) 狭心症や心筋梗塞症などの心疾患、脳卒中、慢性肝炎・肝硬変などの肝疾患
- (4) 甲状腺機能低下症や副甲状腺機能亢進症
- (5) 被爆の後遺とみられる運動機能障害、またはガラス片や異物の残存による障害

## 第3 公開と被爆者の参加

「審査の方針」に代わる新たな「認定基準」を疾病・障害認定審査会原子爆弾被爆者医療分科会で検討するに当たっては、分科会を公開し、日本被団協が推薦する委員を加えることを要求します。

---

<参考資料>

被爆者の地域分布

県名	平成16年度末										
	被爆者健康手帳					受診者証			合計	指定 医療機関 箇所	一般疾病 医療機関 箇所
	第1号 人	第2号 人	第3号 人	第4号 人	小計 人	第1種 人	第2種 人	小計 人			
北海道	377	125	30	11	543	4	5	9	552	12	2,526
青森	51	26	10	2	89	0	0	0	89	4	356
岩手	40	24	10	2	76	0	2	2	78	4	265
宮城	167	64	8	6	245	1	2	3	248	4	709
秋田	26	19	2	2	49	0	0	0	49	10	258
山形	53	22	1	0	76	0	1	1	77	4	387
福島	91	26	12	4	133	0	2	2	135	6	765
茨城	380	114	25	14	533	4	9	13	546	4	1,483
栃木	219	51	13	8	291	0	4	4	295	3	752
群馬	161	36	9	4	210	0	4	4	214	2	880
埼玉	1,659	537	136	134	2,466	23	56	79	2,545	6	5,092
千葉	2,061	1,015	164	150	3,390	22	58	80	3,470	6	3,887
東京	5,869	1,861	429	303	8,462	42	92	134	8,596	31	9,318
神奈川	4,017	1,149	282	218	5,666	44	120	164	5,830	19	11,690
新潟	129	40	7	3	179	1	0	1	180	1	1,109
富山	64	40	6	4	114	0	2	2	116	3	265
石川	101	38	8	3	150	0	2	2	152	2	719
福井	100	24	3	3	130	0	2	2	132	4	413
山梨	89	27	2	2	120	0	4	4	124	1	546
長野	126	50	12	6	194	1	1	2	196	8	1,611
岐阜	408	173	59	16	656	8	11	19	675	7	1,427
静岡	653	181	43	36	913	5	22	27	940	15	2,257
愛知	2,252	606	196	121	3,175	33	110	143	3,318	8	6,826
三重	447	154	42	22	665	1	14	15	680	3	3,069
滋賀	320	117	38	13	488	4	14	18	506	1	900
京都	986	348	94	58	1,486	5	22	27	1,513	15	3,477
大阪	5,805	1,807	551	274	8,437	26	201	227	8,664	68	10,962
兵庫	3,389	1,390	347	178	5,304	49	103	152	5,456	14	6,638
奈良	558	231	44	39	872	6	16	22	894	5	1,248
和歌山	265	106	35	16	422	1	5	6	428	4	1,162
鳥取	287	270	31	6	594	0	3	3	597	3	903
島根	734	1,179	148	14	2,075	0	3	3	2,078	8	1,463
岡山	1,575	879	181	87	2,722	12	12	24	2,746	5	3,486
広島	16,016	16,790	5,685	936	39,427	80	30	110	39,537	330	5,718
山口	3,043	1,608	371	111	5,133	17	27	44	5,177	10	2,685
徳島	224	118	27	2	371	0	2	2	373	5	1,349
香川	462	118	23	24	627	4	3	7	634	7	1,267
愛媛	877	394	62	42	1,375	4	4	8	1,383	8	1,862
高知	203	81	11	8	303	1	2	3	306	4	875
福岡	6,360	2,307	581	149	9,397	61	241	302	9,699	0	9,742
佐賀	1,125	430	233	28	1,816	9	35	44	1,860	5	1,543
長崎	11,164	4,270	4,878	521	20,833	74	2,266	2,340	23,173	75	2,892
熊本	1,560	298	89	38	1,985	9	33	42	2,027	7	2,736
大分	716	235	50	29	1,030	3	9	12	1,042	8	1,687
宮崎	615	173	49	10	847	4	8	12	859	13	1,767
鹿児島	1,083	218	80	26	1,407	2	10	12	1,419	6	2,503
沖縄	169	92	2	9	272	1	2	3	275	7	943
広島市	50,337	20,523	8,151	2,638	81,649	378	12	390	82,039	-	-
長崎市	36,503	8,143	3,435	1,120	49,201	42	8,296	8,338	57,539	45	1,069
合計	163,916	68,527	26,705	7,450	266,598	981	11,882	12,863	279,461	775	125,487

## 都道府県別原爆被爆者各種手当等支給状況

(平成16年度末現在)

県名	手当	医療特別 手当	特別手当	原爆小頭 症手当	健康管理 手当	保 健 手 当			介護手当	家族介護 手 当	葬祭料
						一般分	増額分	計			
北海道	北海	7	1	0	428	38	5	43	21	40	15
	青森	0	0	0	81	4	0	4	0	21	2
	岩手	0	0	0	71	0	0	0	0	12	6
	宮城	1	0	0	200	9	1	10	33	72	4
	秋田	1	0	0	47	0	0	0	6	12	6
山形	山形	0	0	0	53	16	0	16	0	12	2
	福島	1	0	0	96	12	2	14	0	0	7
	茨城	1	2	0	414	33	1	34	0	48	23
	栃木	0	1	0	198	28	3	31	4	24	8
	群馬	0	17	0	155	20	1	21	0	0	0
埼玉県	埼玉	15	5	0	1,696	157	24	181	96	268	55
	千葉	13	8	0	2,435	153	19	172	45	126	73
	東京	98	13	1	6,053	387	89	476	1,571	420	171
	神奈川	39	13	1	4,205	245	39	284	279	394	119
	新潟	1	1	0	118	14	1	15	3	42	4
富山	富山	2	0	0	84	6	2	8	0	20	5
	石川	0	0	0	135	2	0	2	0	60	6
	福井	0	0	0	107	4	2	6	0	11	10
	山梨	1	2	0	79	7	1	8	0	12	2
	長野	6	0	0	139	12	0	12	9	0	7
岐阜	岐阜	3	1	0	497	29	2	31	0	59	18
	静岡	4	1	0	694	46	3	49	47	110	27
	愛知	22	10	0	2,249	175	27	202	16	316	66
	三重	6	1	0	534	25	7	32	68	270	16
	滋賀	5	3	0	338	43	1	44	0	55	12
京都	京都	19	17	0	1,086	98	21	119	108	176	40
	大阪	109	28	2	7,138	256	40	296	874	1,104	213
	兵庫	45	12	0	4,719	247	28	275	109	311	137
	奈良	4	1	0	573	72	2	74	24	36	12
	和歌山	1	0	0	336	20	6	26	97	60	8
鳥取	鳥取	4	5	0	521	15	5	20	0	63	27
	島根	6	4	0	1,900	39	13	52	85	183	70
	岡山	12	12	0	1,877	204	39	243	43	140	96
	広島	215	181	3	34,496	1,127	346	1,473	487	2,308	1,387
	山口	28	17	1	4,007	336	76	412	87	373	143
徳島	徳島	1	3	0	354	1	0	1	735	110	24
	香川	11	7	0	500	34	6	40	11	102	24
	愛媛	16	36	0	860	114	11	125	47	118	38
	高知	1	1	0	258	12	6	18	12	17	13
	福岡	77	26	1	7,508	229	46	275	118	494	240
佐賀	佐賀	15	13	0	1,584	53	13	66	0	141	58
	長崎	161	45	1	19,664	139	29	168	360	1,488	614
	熊本	15	5	0	1,639	75	4	79	46	119	56
	大分	8	2	0	712	90	12	102	0	97	31
	宮崎	16	6	0	723	31	8	39	66	84	25
鹿児島	鹿児島	10	1	0	1,267	19	3	22	53	267	44
	沖縄	4	5	0	208	8	0	8	0	48	8
広島	広島	807	517	11	69,405	2,268	1,049	3,317	7,977	7,790	2,404
	長崎	421	169	2	47,279	161	36	197	3,899	8,856	1,318
合計		2,232	1,192	23	229,720	7,113	2,029	9,142	17,436	26,889	7,694

(注) ①医療特別手当、特別手当、原爆小頭症手当、健康管理手当及び保健手当は16年度末支給人員である。

②介護手当、家族介護手当及び葬祭料については16年度支給件数である。

県別原爆症認定訴訟提訴者数

2005年7月29日現在

	2003年						2004年						2005年						取り下	計	地裁
	4/17~	~3月 (日付)	~6月 (日付)	~12月 (日付)	~3月 (日付)	~4月 (日付)	~7月 (日付)	~3月 (日付)	~4月 (日付)	~7月 (日付)	~3月 (日付)	~4月 (日付)	~7月 (日付)	~3月 (日付)	~4月 (日付)	~7月 (日付)					
北海道	4	1 (3/9)	1 (6/9)	3 (12/16)													9	札幌			
青森	0																0				
秋田	0																0				
岩手	0																0				
宮城	2																2	仙台			
山形	0																0				
福島	0																0				
茨城	1																1	東京			
栃木	0																0				
群馬	0																0				
東京	20	6 (1/28)	2 (4/12)	2 (7/13)												-1	29	東京			
埼玉	0							1 (2/25)								-1	0	さいたま			
千葉	2			1 (12/14)				1 (3/25)									4	千葉			
神奈川	0			7 (9/30)													7	横浜			
山梨	0																0				
新潟	0																0				
長野	0																0				
静岡	0	2 (3/26)														-1	1	静岡			
愛知	1		3 (6/17)														4	名古屋			
岐阜	0																0				
三重	0																0				
富山	0																0				
石川	0																0				
福井	0																0				
滋賀	0																0				
京都	1			2 (9/3)													3	大阪			
大阪	4			1 (9/3)													5	大阪			
奈良	0																0				
和歌山	0																0				
兵庫	4			1 (9/3)													5	大阪			
岡山	0																0				
広島	36	7 (3/8)														-3	40	広島			
鳥取	0																0				
島根	1																1	広島			
山口	0	1 (3/8)															1	広島			
高知	0																0				
愛媛	0																0				
徳島	0																0				
香川	0																0				
福岡	0																0				
佐賀	0																0				
長崎	23	3 (3/5)	1 (5/28)	1 (8/20)	1 (3/22)												29	長崎			
大分	0																0				
熊本	12	1 (2/6)	1 (6/3)	3 (9/27)	1 (2/14)	1 (4/28)	1 (7/29)									-1	19	熊本			
宮崎	0																0				
鹿児島	0		7 (5/13)														7	鹿児島			
沖縄	0																0				
合計	111	21	15	21	4	1	1								-7	167					

## 運 動

国会請願署名 原爆裁判 よびかけ 「原爆と人間」展

### 原爆裁判

今日まで被爆行政をめぐる裁判が行なわれています。(2004.12現在) 署名一在外被爆者にも平等な扱いを

#### 1【東京原爆裁判】

1955年(昭和30年)4月、広島の下田隆一さんら3人が、国を相手に東京地裁に損害賠償とアメリカの原爆投下を国際法違反とすることを求めて訴訟を提起した。被爆者に対して国が何らの援護も行わずに放置していた時期のことである。

東京地裁は、1963年(昭和38年)12月判決を言い渡した。

判決は、原告の損害賠償請求を棄却したが、「アメリカ軍による広島・長崎への原爆投下は国際法に違反する」とし、「被爆者は損害賠償請求権を持たないが」、「国家は自らの権限と責任において開始した戦争により、多くの人々を死に導き、障害を負わせ、不安な生活に追い込んだのである。しかもその被害の甚大なことは、とうてい一般戦災者の比ではない。被告がこれに鑑み十分な救済策を執るべきことは、多言を要しないであろう。それは立法府及び内閣の責務である。本訴訟をみるにつけ、政治の貧困を嘆かずにはおられない」と述べている。

裁判は、「原爆投下は国際法違反」といわせたことをよしとして、1審で確定した。この裁判は、その後、被爆者援護施策や原水爆禁止運動が前進するための大きな役割を担った。訴訟提起後の1957年原爆医療法が制定され、裁判中の世論の高まりもあり、1968年5月には原爆特別措置法が施行された。

#### 2【桑原原爆訴訟】

1969年3月広島の被爆者桑原忠男さんが、原爆症認定却下処分の取消を求めて提訴した裁判。1.3キロで被爆した桑原さんは脊椎椎間上部症候群で認定申請をしたが、1973年広島地裁は、疾病と被爆との因果関係を「合理的に推論しうる事実ならびに医学上の鑑定があらわれない以上、原告の現疾病は被爆外の原因に基づく蓋然性が高いものと認めざるをえない」として敗訴。1979年の広島高裁判決は、「現在の医学水準に照らし、現疾病が原爆の傷害作用に起因する旨の相当程度の蓋然性の立証があれば足りるものと解すべきである」とのべたが、起因性の要件を否定して原告敗訴となった。

#### 3【孫振斗訴訟】

1972年3月韓国人被爆者孫振斗さんが、被爆者健康手帳の交付を求めて福岡県知事に提訴した行政訴訟で、1、2審とも勝訴し、1978年3月最高裁は福岡県の上告を棄却。

判決は「原爆医療法は、特殊の戦争被害について戦争遂行主体であった国が自らの責任によりその救済をはかるという一面をも有するものであり、その点では実質的に国家補償的配慮が制度の根幹にあることは、これを否定することができないのである」と、孫さんの主張を認め、被爆者健康手帳を交付すべきであるとした。以降外国に居住している外国人被爆者でも、来日すれば被爆者健康手帳が交付されることになった。

#### 4【石田原爆訴訟】

1973年7月広島の被爆者石田明さんが、原爆白内障の認定却下処分の取消を求めて、広島地裁に提訴した裁判。

国は爆心地から0.7キロで被爆した石田さんが原爆による白内障であることは認めたが、原爆白内障の治療法は水晶体摘出手術しかないと主張。1976年5月判決では、白内障の治療は手術だけでなく、点眼薬治療でも有効とし、石田さんの勝訴となる。この訴訟は「要医療性」が争われた裁判であった。

#### 5【原爆松谷裁判】

長崎の爆心地から2.45キロで被爆し、右半身不自由になった松谷英子さんが、原爆症認定申請を却下した厚生省を被告に却下処分の取消を求めて1988年9月に長崎地裁に提訴した裁判。

1993年5月長崎地裁は、「現在の疾病は、原子爆弾の障害作用によるものであり、かつ、原告の疾病は、原子爆弾の障害作用によるものであり、かつ、原告の治療能力が原子爆弾の放射能の影響を受けているために現に医療を要する状態にあることを認めることができるから、請求は理由がある」、また「DS86としきい値理論だけで、放射能の影響を否定することは科学的でない」として、国に却下処分取消を求める判決を言い渡した。

さらに福岡高裁も、1987年11月「起因性を否定できるとした原子爆弾医療審議会の調査審議及び判断の過程には看過しがたい欠落がある」として、国の控訴を棄却した。原爆松谷裁判は国が上告して最高裁で審理が行なわれた。

2000年7月18日、上告を棄却する判決が言い渡された。



これにより松谷さんの疾病は「原爆症」と認定された。 [裁判経過](#)

## 6【京都原爆訴訟】

1987年広島市の爆心地から1.8キロで被爆した高安九郎(仮名)さんが、京都地裁に提訴した裁判。

高安さんは被爆直後から原爆ブラブラ病に苦しみ、白血球減少症と肝機能障害で認定申請をしたが、疾病は放射能との因果関係がないとして却下となる。1998年12月にだされた京都地裁判決は、「原爆放射能起因性の証明は他の可能性より相対的に高ければよく、却下する場合には明確に他の可能性を示さなければならない」としている。この判決に対し国が控訴したため大阪高裁で審理が続いた。2000年11月7日、大阪高裁は控訴を棄却。厚生省(現厚生労働省)は上告期限ぎりぎりまで検討したものの上告できず、判決が確定した。

判決は、白血球減少症について「高度の蓋然性をもって放射線起因性が認められる」として原爆症と認定。肝機能障害については、ウイルスによるものだから、というだけで原爆症と認めず。一審判決にあった損害賠償についても却下した。 [勝利確定](#)

## 7【在韓被爆者手当訴訟-大阪-】

韓国入被爆者の郭貴勲(カク キフン、被爆時21歳、現在75歳)さんが、来日中に受給していた健康管理手当を、韓国に帰国後同手当の支給を打ち切った処分の取消と、精神的苦痛を与えたことに対する損害賠償200万円を求めて、1998年10月国と大阪府知事を被告として大阪地裁に提訴した裁判。

厚生省は、「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」は社会保障法だから、居住も、現住もしておらず、税金も納めていないものには適用できないと主張。郭さん側は、現行法には国籍も、居住条件もない、旧被爆者2法当時から国家補償的配慮を根拠にしていたが、現行法で「国家補償的性格が明らかにされ」た、それにもかかわらず「20年以上前の特別手当についての公衆衛生局長通達(74年7月22日付け)に漫然と依拠して、手当の不支給を行なったことは法律の解釈、運用の過誤に基づく不法行為であるから損害賠償の責任を免れない」と主張。 [結審 特別決議\(判決を受けて\)2001.6.5 控訴にたいする声明2001.6.15 記事](#)

02年12月5日、大阪高裁で全面勝訴確定。

## 8【在韓被爆者手当訴訟-長崎-】

在韓被爆者の李康寧(イ カンニョン、被爆時18歳、現在72歳)さんが、来日中の1994年7月から3カ月間受給していた健康管理手当を、韓国に帰国後に支給を打ち切った厚生省と県の処分の取消と損害賠償100万円の支払を求めて、1999年5月、国と長崎市長を相手に長崎地裁に提訴した裁判。 [地裁判決、国の控訴への声明 2002.1](#)

2003年2月7日、福岡高裁で全面勝訴。厚生労働省は17日、国側の責任を問われた部分を不服として上告。李さん側も長崎市の責任が問われなかった部分を不服として上告しました。

## 9【三菱広島徴用工訴訟】

第2次大戦中、日本に強制連行され、三菱重工業広島造船所および広島機械製作所で被爆した韓国人46人が、強制徴用による労働および広島に投下された原爆による被害を受けた後放置されたことで精神的肉体的苦痛を受けたとして、未払い賃金および損害賠償の支払いを求めて、1995年12月に提起した訴訟。

99年3月25日に広島地裁で判決、原告側敗訴。広島高裁に控訴。

判決の骨子(原爆関係分)

- ・外国人が税金による国の給付を請求するためには法的に明確な根拠が必要。
- ・原爆2法が国家補償立法だとしても法律の規定で適用対象者はきまる。
- ・法は国家主権がおよぶ人的場所的範囲において効力を有する。
- ・原爆2法には国外に居住する被爆者に対する各種規定、手続きを設けていない。
- ・国家賠償法上違法とはいえない。
- ・戦争犠牲に対する補償の要否、あり方は立法府の裁量にゆだねられている。

## 10【東数男原爆症裁判】

東京・町田に住んでいる被爆者、東数男さんが、肝機能障害による原爆症の認定を求めている裁判。

東さんは1928年(昭和3年)10月10日生まれ。本籍高知県。長崎県立工業3年生(16歳)当時、学徒動員で三菱兵器製作所で魚雷のパッキング部品を製造中のところ被爆した。爆心地から1.3キロ。背中一面、後頭部にケガ、左手肘から下に火傷。大村海軍病院に入院。急性放射線障害で死線をさまよう。ABCC(原爆傷害調査委員会)から継続調査を受ける。その記録では81年(昭和56年)には、本人には自覚がなかったが、肝機能に異常数値が出て、要精密検査の指示を受けている。84年ごろから足がだるいなどの症状が出て、92年9月から10月まで立川第一相互病院に入院。その後も治療を受け、2週に一度の割で通院している。

94年(平成6年)2月18日、肝機能障害で原爆症認定を申請。95年11月9日付で却下。96年1月22日に異議申し立て。97年6月口頭審査。99年3月9日付で却下。本人への通達は、1999年4月14日。

却下理由は、「肝機能障害の原因は、C型肝炎ウイルスであり、被曝線量は、C型肝炎ウイルスに対する免疫力の低下や感

染の成立に影響を及ぼすほどのものとは考えられない」

6月29日東京地裁に提訴。2004年3月31日勝訴しましたが、国が判決を不服として東京高裁に控訴。

## 11【安井晃一原爆症裁判】

日本被団協代表理事で、北海道被爆者協会理事の安井晃一さん(75歳)が、99年10月1日、札幌地裁に提出した原爆症認定却下の取り消しを求める裁判。

広島県の爆心地から1.8キロの陸軍部隊で被爆。96年に前立腺がんを患い、原爆症認定を申請したが、97年4月却下、異議申し立ても99年5月棄却された。

## 12【広瀬方人さん提訴】

長崎の被爆者で、日本語を教えるために中国の大学へ渡っていた広瀬方人さん(71歳)は、日本を離れていた期間に長崎市が健康管理手当の支給を停止したのは違法と、その支給などを求めて2001年9月11日、長崎地裁に提訴しました。

元高校教師の広瀬さんは、1973年から健康管理手当を受給していましたが、定年退職後の1994年8月、日本語教師としてハルビンの大学に赴任するため日本を離れました。その後95年に帰国するまでの間、手当の支給が打ち切られたもの。

広瀬さんは、「どこに住んでいても被爆者は被爆者。法律上は特に規定がないのに、厚生省の局長通達で在外被爆者を排除するのは許せない」と話しています。

## 13【在韓被爆者手帳訴訟】

2001年10月3日、李在錫さんが大阪地裁に提訴。03年3月20日勝訴確定。詳細は[在外被爆者にも被爆者援護法の適用を！](#)のページへ

## 14【在ブラジル被爆者裁判】

「軍人として広島で被爆し、その後ブラジルに移住し、現在も日本国籍を保持している森田隆(78歳)さんは、被爆者健康手帳を持ちながらも、旧厚生省(現厚生労働省)の一片の通達のために、今日まで被爆者として旧原爆二法及び被爆者援護法による援護を受けていない。他の在ブラジル被爆者も同様である。

被爆者はどこにいても被爆者であり、ひとしく法による援護を受けなければならない。広島県と国が、森田さんの出国を理由に、被爆者健康手帳を無効とし、健康管理手当の支給を打ち切ったことは違法であり、このような不当な措置の是正を求める森田さんの提訴はまことに道理がある。厚生労働省は、これまでの経緯にとらわれず、一刻も早くすべての在外被爆者に被爆者援護法を適用すべきである」(裁判支援の呼びかけより)

森田さんは2002年3月1日広島地裁に提訴しました。詳細は[在外被爆者にも被爆者援護法の適用を！](#)のページへ

## 15【原爆症認定集団訴訟】

2003年4月17日、札幌、長崎、名古屋の各地裁へ第1次提訴。詳細は[集団訴訟運動へ](#)

## 16【在アメリカ被爆者裁判】

2003年12月17日、在アメリカの二人が健康管理手当などの支給を求めて広島地裁に提訴しました。詳細は[在外被爆者にも被爆者援護法の適用を！](#)のページへ

## 17【在韓被爆者健康管理手当訴訟】

2004年2月22日、崔季澈さんは韓国からの健康管理手当の申請却下に対し、処分の取り消しを求めて長崎地裁に提訴。04年9月28日に勝訴しましたが、長崎市が控訴。崔さんは判決の2ヶ月前に亡くなりました。詳細は[在外被爆者にも被爆者援護法の適用を！](#)のページへ

---

[トップページ](#)   [「被団協」新聞バックナンバー](#)